課題事例Ｂ

発達障害児と水泳訓練中の事故

　Ａは、Ｂ県立Ｃ特別支援学校中等部の２学年の生徒である。言葉の発達が遅れているということで、３歳頃から児童相談所に通い、５歳頃に自閉症との診断を受け、その後、事故当時　　　までＤ大学医学部付属病院精神科外来で指導を受けていた。

Ｃ特別支援学校は、全生徒を対象に体育授業の一環として、同校のプール(長さ２５メートル、幅１３メートル、水深約１メートル)において、年間２０回前後、水泳訓練を実施してきた。　　今年度も中等部会において、①水中で自己の安全を確保し、水に慣れるとともに、能力に適した課題をもって、クロール、平泳ぎ、逆飛び込みなどの技能を養い、続けて長く泳げるようにすること、②プールの使用規則を守ること、清潔に注意することなどの水泳の心得を理解させ、日常生活に生かすことができるようにすることを目的に、水泳訓練を行う計画を立てていた。

水泳訓練は、泳力が未確認な１年生全員及び２５メートルを自泳できない２、３年生については生徒１人に教員１人がマンツーマン方式で個別指導に当たり、２５メートルを自泳できる生徒は９～１２人の生徒を２～５人の教員が集団で指導した。

中等部生徒に対する１０回目の水泳訓練を行った際、２５メートルを自泳できないＡは、　　教員Ｅによるマンツーマン方式の指導の下、午前１０時５０分ころから約１０分間と、午前　　１１時３０分ころから約１５分間の２回、プールに入った。２回目の指導が終わりに近づいた午前１１時４５分ころ、 Ａは水を吸引して意識不明となり、救急車でＢ県立病院へ搬送され、手当てを受けた。しかし意識は戻らず、同日午後７時１１分、死亡が確認された。死因は溺死である。

＊補足

・水泳訓練では生徒にヘルパーを装着させていたが、訓練を行っているうちに、生徒の胸部のヘルパーが背部へ回り、呼吸確保の目的を果たさなくなっていた。それにもかかわらず、 教員は、足をつかせないようにすることを重視するあまり、下半身の状態にだけ注目し、呼吸が確保されているかどうかの確認をしていなかった。

・生徒は鼻ロ部が水没した状態で呼吸をし、 呼吸器内に水を吸引して呼吸困難となり、痙攣を起こした。

・生徒は教員の手に強くしがみつき、教員は生徒の上体を水から出すことができなかった。生徒がぐったりとなってからも、教員は気が動転し、気道確保等の措置をしないまま、プールの端まで独力で運び、生徒をプールサイドに上げた。

・教員は、発作を起こしたのではないかと考え、その後も保温のためのマッサージにのみ専念し、人工呼吸等の措置はしていなかった。

※自閉症の主な症状：言葉によらないコミュニケーションが苦手で、対人関係を発展させる、維持する、理解するのが困難。変化、変更への対応が困難で、選択肢が限られるとパニックを起こすことがある。